

【2015 年 12 月 2 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 63 号 ■

目次

【トピックス】

1. 年末年始は、連続休暇を取りましょう！
2. 社員と会社が元気になる休暇制度を導入しませんか？
3. 12 月 1 日にジョブ・カード制度総合サイトの本格運用を開始しました

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆キャリアコンサルティング事例発表・経験交流会を金沢で 12 月 12 日に開催します
- ◆生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムのご案内
～生涯現役を展望したキャリア形成支援の視点から～
- ◆シンポジウム
「非正規雇用労働者のキャリアアップを考える」を全国で開催します
- ◆第 53 回 技能五輪全国大会が開幕します
～12 月 4 日から 7 日まで、千葉県・幕張メッセなどで開催。入場無料～
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】 年末年始は、連続休暇を取りましょう！

休暇を取ることは、健康上のメリットがあるだけでなく、仕事に対する意識やモチベーションを高め、業務効率の向上にもつながります。

年末年始こそ、休暇取得に向けた環境づくりで、年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

- ◆働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう◆
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、労使協調のもと、年末年始の休暇に年次有給休暇を組み合わせ、連続休暇を実施しましょう。
- ◆年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが大切です◆
休暇取得に向けた環境づくりのために、次のような取組が考えられます。

- (1) 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- (2) 管理者が率先して休暇を取得
- (3) 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

○年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう

「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

【詳細はこちら】

年未年始における年次有給休暇取得促進リーフレット

「働き方を変えよう。休み方を変えよう。いい休日をすごそう。」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/dl/yukyu_poster8-00.pdf (PDF:563KB)

【トピックス2】社員と会社が元気になる休暇制度を導入しませんか？

現在、働く人のさまざまな事情に対応した企業独自の、法定外の特別な休暇制度（病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など）の重要性が高まっています。

厚生労働省では、このような特別な休暇制度の普及促進を図る広報活動の一環として、「特別な休暇制度」の広報サイトを開設しています。このサイトでは、さまざまな企業での実際の取り組みを紹介しているほか、専門家のコラムなども掲載していく予定です。ぜひご覧ください。

◆あなたも特別な休暇制度について考えてみませんか？（セミナーのご案内）◆

特別な休暇制度の普及促進を図ることを目的としたセミナーを全国で開催しています。

このセミナーでは、病気休暇やリフレッシュ休暇などの特別な休暇制度導入の

ヒントをみなさんにご紹介します。あなたの会社でも特別な休暇制度の導入・活用を検討してみませんか？

12月9日（水）に愛知会場、1月15日（金）に広島会場でセミナーが開催されます。愛知会場は残席わずかとなりましたが、広島会場はまだ席に余裕があります。「特別な休暇制度」の導入・活用に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

なお、このセミナーは、企業の人事担当者の方に限らず、どなたでも、無料でご参加いただけます。【事前申込制・参加無料】

【トピックス3】

12月1日にジョブ・カード制度総合サイトの本格運用を開始しました

厚生労働省は、ジョブ・カード制度の周知や制度の推進を図るため、平成27年10月1日に「ジョブ・カード制度総合サイト」を開設しました。

これまで暫定版として運用していましたが、12月1日から本格運用を開始しました。

ジョブ・カードは、個人の方の「生涯を通じたキャリア・プランニング（職業生活設計）」及び「職業能力証明」の機能を担うツールです。企業の方は人材確保や人材育成などの各場面において活用することができます。

ジョブ・カード制度総合サイトでは、皆さんにジョブ・カード制度をご活用いただけるよう、制度に関する総合的な情報提供を行うほか、ジョブ・カードの作成を支援する「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア」の提供も行います。

自社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保や、継続的な人材育成制度の導入に、ぜひジョブ・カードをご活用ください。

【ジョブ・カード制度総合サイトはこちら】

<http://jobcard.mhlw.go.jp/>

【厚生労働省からのお知らせ】



**キャリアコンサルティング事例発表・経験交流会を金沢で
12月12日に開催します**



厚生労働省では、「企業戦略におけるキャリアコンサルティングー組織と個人が共に成長していくためにー」をテーマとした「キャリアコンサルティング事例発表・経験交流会」を、全国7か所で実施しています。

このイベントでは、キャリアコンサルティングを導入することで企業経営において効果を上げている事例などを紹介する事例発表や意見交換などのプログラムを用意しています。

12月12日（土）は金沢で開催します。

他社の取組事例などが聞ける貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。申込は12月4日までです。【有料・事前申込制】

■開催日 平成27年12月12日（土） 10:00～17:30

■開催場所 TKP 金沢ビジネスセンター
(石川県金沢市上堤町1-33 アパ金沢ビル9F)

■定員 50名程度 (申込多数の場合は抽選)

■参加費 1,000円(税込)

■申込期限 平成27年12月4日（金）

■今後の開催予定 1月：福岡、3月：東京

【申込方法など詳細はこちら】

特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会（委託先）

<http://new.career-cc.org/seminar/keiken/index17.php>



生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムのご案内
～生涯現役を展望したキャリア形成支援の視点から～



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業経営者、人事労務担当者、働く人を対象に、年齢にかかわらず生涯現役で働ける社会の実現に向けたシンポジウムを1月28日に東京で開催します。【参加無料・事前申込制】

■開催内容

- ・講演「生涯現役を展望したキャリア形成支援の取組み」（仮題）
北浦 正行 氏（公益財団法人日本生産性本部参与）
- ・パネルディスカッション「生涯現役時代 ～キャリア形成支援に係る我が社の取組み～」（仮題）
コーディネーター：北浦 正行 氏
パネリスト：ＳＣＳＫ株式会社
菊地歯車株式会社
京都中央信用金庫

■開催日・会場

平成28年1月28日（木） 13時～16時（開場12:30）
品川 THE GRAND HALL
（東京都港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー3階）

【申込方法など詳細はこちら】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用推進・研究部 研究開発課
電話：043(297)9527
<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/symposium.html>

〈参考〉「高年齢者雇用安定助成金」のご案内

生涯現役社会の実現に向け、高年齢者の雇用環境整備に取り組む事業主に対する支援がありますので、ぜひご活用ください。
<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

詳しくは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部
高齢・障害者業務課などまでお問い合わせください。

・所在地一覧

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>

▽▼ シンポジウム

「非正規雇用労働者のキャリアアップを考える」を全国で開催します ▲△

厚生労働省は、シンポジウム「非正規雇用労働者のキャリアアップを考える
― 人事戦略としての正社員転換と人材育成 ―」を12月から2月にかけて全国で
開催します。

シンポジウムでは、正社員への転換、人材の育成、処遇の改善など、非正規雇
用労働者のキャリアアップに向けた取り組みのあり方について、人事労務管理に
精通している社会保険労務士による講義のほか、企業、マスコミなどによるパネ
ルディスカッションを予定しています。

経営層や人事労務ご担当者をはじめ、非正規雇用労働者の雇用管理に関心のあ
る多くの皆さまのご参加をお待ちしております。【事前申込制・参加無料】

■開催予定

平成 27 年

- ・宮城 12月10日(木) 13:30～15:30 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台東口
- ・神奈川 12月16日(水) 13:30～15:30 TKP 横浜駅東口ビジネスセンター
- ・新潟 12月14日(月) 13:30～15:30 ホテルラングウッド新潟

平成 28 年

- ・東京 2月2日(火) 13:30～15:30 TKP 東京駅前カンファレンスセンター
- ・神奈川 2月9日(火) 13:30～15:30 TKP 横浜駅東口ビジネスセンター
- ・愛知 1月26日(火) 13:30～15:30 TKP ガーデンシティ名古屋新幹線口
- ・大阪 1月22日(金) 13:30～15:30 TKP 大阪心斎橋カンファレンスセンター
- ・広島 1月28日(木) 13:30～15:30 TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前
- ・香川 1月15日(金) 13:30～15:30 高松市文化芸術ホール
サンポートホール高松
- ・福岡 1月19日(火) 13:30～15:30 TKP ガーデンシティ博多新幹線口

■プログラム (予定)

13:30～14:15 講義

「非正規雇用労働者の力を発揮する、効果的な雇用管理のポイント」（講師：社会保険労務士）

14:15～14:25 「キャリアアップ助成金のご案内」（都道府県労働局）

14:35～15:30 パネルディスカッション

「人事戦略としての正社員転換と人材育成」

有識者、企業の人事労務担当者、マスコミ関係者等が登壇予定

・終了後、社会保険労務士による個別相談会開催（希望者のみ、要事前申込）

■費用：いずれも無料

【申込方法など詳細はこちら】

みずほ情報総研株式会社（委託先）

ウェブサイト「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」

<http://www.tayou-jinkatsu.jp/>



第 53 回 技能五輪全国大会が開幕します

～12月4日から7日まで、千葉県・幕張メッセなどで開催。入場無料～



厚生労働省と中央職業能力開発協会は、次世代のものづくりを担う青年技能者が「技」の日本一を競い合う「第53回技能五輪全国大会」を12月4日（金）から12月7日（月）まで、千葉県の幕張メッセを主会場とした13会場で開催します。

この大会は、地方予選などを勝ち上がった原則23歳以下の技能者が日頃の鍛錬の成果を競い合い、さらなるレベルアップを図る場として、昭和38年から毎年開催されています。第53回大会では、41職種で競技を行い、47都道府県から1,183人の選手が参加する予定です。

技能の重要性を一般の方にも広くアピールし、技能を大切にする気運を高める機会とするため、どなたでも無料で見学いただけます。幕張会場では、技能五輪国際大会メダリストによるトークショーと実演も行いますので、皆さまのご来場をお待ちしています。【入場無料】

なお、初めての試みとして競技の様子のインターネット中継（ライブ）も実施します。

■日程 平成 27 年 12 月 4 日（金）～ 7 日（月）

[開会式] 12 月 4 日（金）14 時 00 分～15 時 15 分

[競 技] 12 月 5 日（土）、6 日（日）

一部の職種の競技は、この日程に先行して実施

[閉会式] 12 月 7 日（月）9 時 30 分～12 時 30 分

■開会・閉会式会場 幕張メッセイベントホール

（千葉県千葉市美浜区中瀬 2－1）

■競技会場 幕張メッセなど計 13 会場

■ホームページ

<http://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/zenkoku/index.html>

（インターネット中継もこちらからご覧いただけます）

※トークショーと実演の情報は次のアドレスからご覧ください。

<http://www.waza.javada.or.jp/>



現在の雇用失業情勢



11 月 27 日に公表された 10 月の完全失業率は前月より 0.3 ポイント改善の 3.1%、有効求人倍率は前月と同水準の 1.24 倍となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201510.pdf>

（PDF:89KB）

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104754.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====